

社債型種類株式に関する補足説明資料



TOKYU CORPORATION

東急株式会社

- 社債型種類株式は会社法上の株式であり、**発行により会計上及び格付上の資本を拡充**
- 一方、議決権や普通株式への転換権がないことから**普通株主に配慮した資本調達手法**として想定



※1 配当年率は、発行後概ね5年間は固定の基準金利に当初スプレッドを加えた率とし、その後は変動の基準金利に当初スプレッド及び1%を加えた率とします。

※2 社債型種類株式は、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の商品性です。

※3 社債型種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」の商品性です。

※4 当社が社債型種類株式を取得できる具体的な事由については、発行時に定める想定です。

- 社債型種類株式は株式でありながら、**普通株式に係るROEやEPSへの影響も限定的**
- 優先配当は一定期間、固定配当が支払われ、配当や残余財産の分配は普通株式に優先するほか、**発行時に定めた優先配当金を超える支払いは生じない**
- 社債型種類株式は、**D/Eレシオ等を含む、財務健全性指標の向上に寄与**

主要な財務指標への影響	(普通株式に係る) ROE	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{普通株式に係る自己資本}(\ast 1)}$	主な影響は 優先配当分に限定
	(普通株式に係る) EPS	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{普通株式に係る発行済株式数}}$	
	(普通株式に係る) PBR	$\frac{\text{時価総額 (普通株式)}}{\text{普通株式に係る自己資本}(\ast 1)}$	
	D/Eレシオ	$\frac{\text{有利子負債}}{\text{自己資本 (社債型種類株式を含む)}}$	財務健全性の向上に寄与
社債型種類株主への分配	優先配当	普通株式に優先、発行時に決定した配当年率に限定 (発行後、概ね5年は固定配当)	非参加型の商品性
	残余財産の分配	普通株式に優先、発行価格相当額及び優先配当分に限定	

※ 1 普通株式に係る自己資本は、自己資本から社債型種類株式に係る自己資本及び優先配当を控除した値になります。

- この資料は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。
- また、この資料は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。